

第 1 回北海道アイヌ生活実態調査に係る有識者検討会議  
議事概要

## 1. 日時

令和 5 年（2023 年）4 月 2 1 日（金）13:30~15:20

## 2. 場所

北海道立道民活動センター（かでの 2・7） 6 3 0 会議室

## 3. 出席者

（有識者）

小内 透（座長）	北海道大学名誉教授 札幌国際大学人文学部教授
落合 研一	北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授
貝澤 和明	公益社団法人北海道アイヌ協会事務局長
佐々木千夏	旭川市立大学短期大学部准教授
野崎 剛毅	札幌国際大学短期大学部教授

（北海道環境生活部アイヌ政策推進局）

相田アイヌ政策監、松谷アイヌ政策推進局長、鶴ヶ崎アイヌ政策課長、ほか

## 4. 議題

北海道アイヌ生活実態調査について

## 5. 議事概要

議題について、有識者からの意見の概要は以下のとおり。

（1）調査の基本的な考え方について

- ・ 「アイヌの方がいない」としている市町村が多い中で、市町村が把握しているアイヌの方の数を報告させるとなると、どのようなまとめ方になるのか。前回の調査で市町村は調査対象者の把握に苦勞していた。母集団として把握できる数は多ければいいということなのか、減っても構わないのか、道の基本的認識を知りたい。
- ・ 「前回を踏襲してやってくださいと言われても困る」ということにならないよう、道として、市町村が調査を実施しやすいようにする配慮が必要ではないか。
- ・ アイヌ政策推進交付金を受け取っている市町村が増えており、アイヌ居住者の状況を把握している市町村が増えていることを期待したいが、それ以外の市町村では姿勢が消極的と聞いている。自治体ごとの積極性の差が生じているかもしれない。

- ・ アイヌ生活実態調査は長く続いてきた調査であり、基本的な方法は良いと思う。前回調査と同じようなやり方をするにしても、そのやり方に十分注意を払っていただきたいという念押しをした方が良いということ。同じ方法をとるにしても、実際の運用の仕方をもう少し工夫することが必要。
- ・ 調査票の回答の結果をすべてオープンにするわけではないということはこの検討会議の中で確認しておくべき。

## (2) 市町村における調査対象世帯・調査対象者の把握について

- ・ 地域のアイヌ協会によっても調査への関与・対応が違おうし、市町村の考え方によっても左右されるものである。アイヌの方を把握していない市町村では把握する術を持たない。アイヌ協会で把握できていても、回答をお願いするに至らないケースもある。そのような中で、最大限の情報が得られるように、調査主体である道が、前回において市町村が苦勞したところを把握して、それをクリアして調査に当たる必要がある。
- ・ 道が市町村に対して、この調査を周知して、調査に協力する方の情報を得る方法を示して、お願いすることが必要ではないか。その姿勢を示さないと結局市町村任せと見受けられてしまう。前回、調査対象者を把握しづらい状況があったのであれば、それを改善して、今回はこういう部分を配慮してもらっているのだということが市町村に伝わるような、市町村への丁寧な依頼が必要になると思う。
- ・ 国際森林認証制度でとられている FPIC を得るための手続きが、アイヌの方々の把握方法としては参考になるのではないか。このような調査を実施するなら、すべての市町村において調査実施について広報に載せて、ご意見や協力の意向のある方は市町村に連絡を願う、という方法を形式的にもきちんとしてはどうか。
- ・ 調査対象者の大幅な減少はアイヌ政策の持続可能性にとって深刻な影響を与えかねない。道は、なぜこれほど減少したのかについての分析が必要。個人情報保護制度の改正によって、デリケートな情報を収集することがますます困難となることが想定される。調査対象者を把握する数に基準値を設けて必要限度を超えて情報を把握しなくても調査としては成立する、という考え方をとることはできないだろうか。
- ・ 母集団の大きさを誰もわからない以上、どの程度の割合でサンプリングすべきかもわからないわけだから、できるだけ幅広く捉えるという考え方をとるしかないと思う。
- ・ アイヌの人が「ゼロ」と回答するのと、「把握できない」と回答するのは大きな差がある。その点も併せて公表すると意味合いが変わってくるという気がする。
- ・ その場合、市町村が「アイヌの方々を把握しきれない」と回答することを安易に選ばないように、過去の調査における市町村ごとの世帯数・人数データを示して、そのデータを参照して、前回の情報だけでなく、それ以前の情報に遡って確認することを求めても良いと思う。それに、市町村の広報で調査を周知する方法を組み合わせ、アイヌの方で調査に協力してもいいという方をできるだけ多く把握するのが良いのではないか。

- ・ 調査対象者の把握に当たっては、これまで道は丁寧に対応してきたものと考えるが、もう少し工夫して、広報などで道の考えやこの調査の意義について周知するとともに、市町村がこの調査に協力するようモチベーションを上げるような改善を図るべき。

### (3) 市町村調査・地区調査について

- ・ 個人情報の点は法に則って適切に行っていることを、国の見解を照会した上で、市町村に明示して納得をしてもらうということに尽きる。公表の仕方や調査項目についても個人情報の観点から工夫が必要。

### (4) 世帯調査・アンケート調査について

- ・ 世帯調査やアンケート調査の調査票はかなり難しい構造になっているので、郵送やインターネットを併用したときに情報の信憑性が下がることが懸念される。今回の調査は郵送・インターネットによる回答傾向をチェックすることにとどめ、面接調査と大きな違いがないことを確認した上で次回からそれら調査データを混ぜた方が安全。
- ・ このアンケート調査票で郵送やインターネットで回答するのは難しいのではないか。
- ・ 調査員が来て家へ上がって調査票を書くというのはハードルが本当に高い。第三者に年収や借金を見られながら書くのはかなりの抵抗がある。アンケートのとり方には配慮が必要。アンケートのとり方の選択肢が増えることはしっかりと回答してもらうためには有用ではないか。
- ・ 国勢調査でさえインターネット回答が導入されている。原則は面接で、やむを得ない場合にはインターネット、ポスティングを認めるという回答方法を提起するのは、アイヌの人たちに寄り添ってやり方を変えているという点で理解できる。
- ・ このアンケート調査は回答にかなりの長い時間がかかることが想定される。面接を原則として、時間がない場合に未回答の部分を郵送やインターネット回答とするという方法をとることが可能であれば、その方が望ましい。
- ・ 世帯は無作為抽出としているが、調査員が勝手に選ぶというのは無作為抽出ではない。統計調査上正しい意味での無作為抽出によって調査対象者が選ばれることが望ましい。
- ・ 道が世帯調査の対象地区を指定するに当たって「前回調査と同じところにならないように」という方法をとっていることには違和感がある。対象者が毎回変わるわけで、独特な調査のやり方だと感じる。
- ・ アンケート調査については、面接調査を基本として、やむを得ない場合にインターネットやポスティングを使った回収の方法を認めるということの他は、従来どおりで差し支えない。

(以上)